

## 特定生産緑地（武藏野市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定において準用する第10条の2第4項の規定に基づき、次のように公示する。

令和5年1月31日

武藏野市長 松下玲子

番号	位 置	特定生産緑地の面積
19-3	緑町一丁目地内	806 m <sup>2</sup>
33-1	関前二丁目地内	487 m <sup>2</sup>
33-2	関前二丁目地内	9.07 m <sup>2</sup>
54-2	境一丁目地内	49.11 m <sup>2</sup>
81-1	境南町二丁目地内	612 m <sup>2</sup>
81-3	境南町二丁目地内	93 m <sup>2</sup>

「区域は指定図表示のとおり」